



武蔵野大学 学術機関リポジトリ

Musashino University Academic Institutional Repository

19世紀ドイツ第二帝政期における女子中等教育制度改革(2):改革運動後期(1880~1902年)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2016-06-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 佐藤, 公
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/152

19世紀ドイツ第二帝政期における女子中等教育制度改革(2)

一改革運動後期 (1880~1902 年)—

佐藤 公

1. はじめに(本稿の目的と課題)

本稿は、19世紀ドイツ第二帝政期における女子中等教育制度改革の諸相を、教育法規の包括的整備とその帰結を通して考察するものである。この改革運動は、19世紀半ばから20世紀初頭にかけての時期的拡がりを持つものだが、1865年から1879年に至る時期を論じた拙稿を受け¹⁾、本稿では1880年から1902年に至る後半の時期に焦点を当て、改革運動の到達点を論じることを試みる。

19世紀前半のドイツ社会と女子中等教育の特徴は、都市部を中心とした経済的発展に支えられ、15歳までの女子に教育機会を提供することを目的とした学校が増加を見せた点にある。しかし、改革途上であったため、女性に「妻・母」としての「自然な使命」を養成しようとする、伝統的な女子教育の理念と内容のあり方をめぐって改善すべき課題もまた示していた。それは同時に、女性の人権と男女平等への求めに支えられ、新しい女子教育の理念を実現するために必要とされた、学校教育制度の整備や教員養成といった制度的改革への動きともなった。

ドイツ女性の教育機会改善のための運動は、1879年の包括的教育法案の棚上げによる政治的空白による10年の間に活気が失われ、高等女学校の数も拡大することはなかった。しかし、生徒数は拡大を続け、女子中等教育の広範な認知をもたらすとともに、次の発展を支える支持基盤となった。そして、教育を受ける女性層の拡大がはっきりと男性にも認知ざれるにしたがい、伝統的な女子教育の理念的是非に関する争いは、女子には教育機会を与えるべきか否かという段階から、いかにして教育を受けるかという方法、そしてその権利の行使のあり方に関する争いへと焦点を移した。

広く女子教育の必要性に関する認知は、それまでにも都市市民層、特に上級市民層には広く存在した。しかし、その教育というのは伝統的な「女性の使命」のためのものであり、高等教育そして就業への可能性という中等教育がもたらし得る力からすると、その認知の広がりは不十分なものであった。そのため、この時期の改革は、経済的拡大における都市生活者と女子就業の必要性の増大という社会的構造変革に支えられた、教育内容の変化と対象の拡大にともなうものであった。

その改革運動を支えた女性運動は、1887年後半まで復活することはなかった。女性の権利と平等を求める運動を担った女性の手により、プロイセン教育省と議会に対し提出された請願書によって、運動は再び動き出す。この請顧に付属したのは、「黄色い冊子」(Gelbe Broschüre、以下「黄書」と表記)として頻繁に言及される有名なパンフレット「高等女学校とその使命」である²⁾。この請願自体、新しい要求を出したものではなかったが、広範な

女子教育に関する論争を引き起した。そしてこの論争は、これまで以上に、多くの男性による激しい反応にぶつかり、女性運動内部にも分裂をきたすなど問題をもたらした。さらに、最初の請顧は、議会の議場までも届くことすらなかった。しかし、多くの団体によってなされた女子中等教育制度改革への熱心なアピールは、プロイセンによる1900年代の主要な改革の導入がなされるまで衰えることはなかった。

本稿では、第二帝政期の成立と確立という長い時代を大きく二つに分け、ランゲの「黄書」に始まる女子中等教育制度改革の議論の再燃から女性団体、男性、そして政府の三者の活動・対応について、改革の方向性を決定づけた 1908 年の「プロイセン女子中等教育」規定成立まで、時間の経過を追うようにして捉える。なお、本課題を論じるにあたっては、アルビゼッティ(James C. Albisetti)3)、望田幸男4)、田村雲供5)等のドイツ中等教育史に関する所論を参考に展開していく。

2. 女子中等教育の拡大に伴う変化

1870年代半ば以降、民主的な変化は女子中等教育機関である高等女学校に何も作用しなかった。当時、新たに自治体立の学校がほとんど作られていなかったが、登録者数や職員など、既存の学校はその規模を拡大していた。多くの学校は、9または10の学年それぞれのクラス定数を完全に満たし、それに伴う教職員も増加、多くの校舎も作られた。当時の女子中等教育の拡大は、その重要性が増大していたことの証左でもある。以下、この拡大がもたらした2つの変化を捉える。

(1) 男女教員間の争い

教職員数の拡大を容易にした一つの状況とは、中等教員資格を持つ男子大学生の、過剰とさえ言われたほどの拡大であった。1870年以来、プロイセンの大学において、科学と近代語を学ぶことが許された実科ギムナジウムの卒業生が中等教員資格証明を取得し、それらの増加の原因となった。彼らは、一般に、古典語を主として学んでいたギムナジウム卒業生よりも、近代語を重視していた女子校にとっては優れた志願者として扱われていた。そのため、女性教員には、希望する上級学年での役割が巡ってくることは困難となっていた。また、この時期のクラス数や給料等級の最上級に位置する教員の増加、そして新しい設備は、公立の高等女学校における費用の高騰を意味し、入学者数の増加、授業料値上げもそれら費用をカバーできなかった。大多数の私立校ですら、より多くの補助金をもらっていたにもかかわらず、その地域の公立校の拡大にはついていけなかった。しかし同時に、私立校はその規模の小ささ、より排他的な支持者層、そして圧倒的に多い女性教員の数を強調していた。

(2) 教員と教育省の争い

このような実質的拡大は、教育相グスタフ・フォン・ゴスラー (Gustav von Gossler, 1838-1902) の施策によりもたらされた。ゼミナールを持ついくつかの公立校を、地方の初等学校視察官から州の学校委員会の行政の下へ移し、さらに女性教員試験を、男子が18・19歳

で受けるアビトゥーア⁶ とほぼ同等のものとして扱った。これらの政策は、すべての公立校をこのように扱ってほしいとする男性の怒りを引き起こした。さらに、中間学校と高等女学校の区別を行う規定の導入の拒絶には、男性校長が怒りをあらわにした。

女子に知識を与えすぎることによる有害な影響を抑えるべきとする関心は、多くの公立校校長が望む、より厳しいカリキュラムの導入に対して反対に作用した。このような政策に関する争いは1886年夏、彼がベルリンの高等女学校に推奨したカリキュラムにより危機的状況に陥った。このベルリンカリキュラムは、6人の校長が協議して決定し、一つのモデルとしては役立ったものの、多くの校長の手によるものであったため、最終的成果は統一的理念に欠くことになった。その原因の一つは、このカリキュラムが中間学校と高等女学校の区別をしていない点であり、もう一つは自治体立の学校が採用していた10年課程よりも、邦の学校が採用していた9年課程を推奨していた点であった。

このカリキュラムに対するプロイセン内外の公立校校長からの反応は素早く、そして厳しいものであった。ゴスラーは反感に満ちた反応に直面して、ベルリンカリキュラムを他の地域に押しつける気はなくなっていたものの、学問的訓練を受けた男性教員の怒りはさらに続き、1887年の「黄書」に対する反応を特徴づけた。

3. 「黄書」に示された女性教員養成改革の方向性

男女教員間の増加する争い、教員とプロイセン教育省との不仲、そして女子教育においてドイツは諸外国より遅れをとっているという改革主義者の感覚。1890年前後の請願運動の背景としてこれらの状況を抱えつつ、「黄書」は生まれた。最初の請願への署名者は6人であり、その内5人は教職経歴を持ち、その中でもヘレーネ・ランゲ(Helene Lange, 1848–1930)だけが常勤の教員として働いていた。

この請願自体は、新しい要求を何も出しておらず、女性には高等女学校の上級学年においてより大きな役割が与えられるべき、そしてより進んだ訓練の形態がそれらの教員には与えられるべきという、すでに 1873 年に女性教員・家庭教師協会によってなされていた 2 つの勧告を操り返しただけであった。しかし、より重要であったのは、ランゲが請願に伴って書いたパンフレットであり、その全体的論調、それが取り上げたいくつかの明確な課題、そしてヴィクトリア王太子妃(Victoria Adelaide Mary Louisa, 1840–1901)との提携は、「黄書」を議論の余地があるものにした。

(1) ランゲの主張

まず、ランゲは「女性は自身の夫のためではなく、自身の目的のために教育されるべきだ」⁷⁾ と論じ、1872年のワイマール会議にて示された枠組みにもとづく、女学校の目的を拒絶した。さらに、「我々の学校は『教養』を教えることも洗練された道徳を持つ穏やかな女性を教育することもしていない:それらは、ただ教えているだけだ」⁸⁾ と論じて、あまりに知識を重視し、女子に知識を詰め込みすぎている男性教員に対して出されたゴスラーの批判に共鳴していた。

また彼女は、男性が「抽象蔑念に対するより優れた能力」⁹⁾ によって自然科学、文法を教え、女性は宗教、歴史、文学といった「倫理的科目」において自身の性の教育者となるべき、として男女の領域分化を進んで受け入れ、男女がまさしく等しい精神的能力を持つとは信じていない一方で、女性は全ての女学校で指揮をとるべきであると論じた。

結論として、ランゲは男性に従属した女性観を批判し、女性の特有性に賛同した。そして「我々にとってよりよい女性教員を作りなさい。そうすれば、我々はよりよい母親を、そして彼女等を通じてよい人間を得られるだろう」¹⁰⁾と述べ、女性が文化を担っていく力を担うためには女性教員の影響力が必要不可欠であり、そのための教員養成が重要であるとした。

(2) 男性教員の反応

この主張に対し、いくつかの公立校の校長は何の反論もないことを認めたが、女学校の多くの男性教員のなかに怒りを呼び起こした。ノルデケによると、男性教員は「ベルリンカリキュラムが学問的基準を低く設定したために、女性が学校を引き継ぐことができるという考えることを勇気づけた」とし、このことを「寄宿制学校と女性の指導権という、明らかに悪い経験の再来を意味する」と恐れていた¹¹⁾、としている。政府側は、女性教員を続ける機会を与えることに対する要求を支持したものの、「黄書」には否定的な反応を示した。

「黄書」の登場から数週間後、政府側担当責任者であるカール・シュナイダー(Karl Schneider)はスピーチの中で、男性の協力者としての女性の役割に関する記述を引用し、女性が「神が割り当てた彼女の家庭における地位」 12)を十分に果たしていけるよう準備する必要性を述べて、ワイマール会議において表明された女子教育の見方を再び主張した。しかし、このように意見の分かれた請願は、プロイセン下院の議場まで到達することはなかった。10ヵ月後には、ゴスラーによって「黄書」で取り上げられた多くの点は拒絶されたため「政策的にはまったく成功しなかった。 $|^{13}$)

しかし、以下に述べるようないくつかの成果もあった。

(3) 「黄書」がもたらした成果

① 女性教員のための上級コースの設立

一つは 1888 年 10 月、ヴィクトリアリツェーウム(Victoria Lyceum, 女学校)に上級コースの設立である。ヴィクトリアの助力を得て、ランゲは女性教員のための上級コースの設立を要求、それに対しゴスラーは、リツェーウムにドイツ語と歴史のコースの設立に賛成し、年間 300 マルクの補助金を約束した。その上級コースは 3 年制で、試験合格後、中等学校の上級学年を担当できる資格を得られるというものであった。

② 「女性のための」実科コース開設

この後にランゲが行った視察旅行は、彼女の女子教育観に変化をもたらした。ギルトンカレッジ(Girton College)の視察では、科学は両性にとって等しいものであると同時に、女性は男性と同じ方法に沿って知識を追究すべきという原則を確認した。そして、男女が同じ教育を受ければ、平均以上の教育に関する問題はなくなると考え、ある程度の数の古典的な学校の設立にも賛成しつつも、彼女自身は「男女分離の対等教育」の理念を持ち続けた。こ

うして、2つめの成果として、1889年10月、「女性のための」実科コースを開設した。これは、既存の中等学校制度に上構された継続課程で、その目的は学術教科を女子に教えること、そして商工業における実際的な職業の準備教育をすることであるとし、数学・科学・経済・歴史・近代語・ラテン語を教える2年間の課程であった。これらのコースは、単に公式の講義を通じて知識を詰め込むというよりは、将来のために生徒の能力を発展させることをめざす点で、①に述べた上級コースとは性格を異にした。

③ 「ドイツ女性教員協会」設立

そして、3 つめの成果として、1890 年に「ドイツ女性教員協会(Allgemeinen Deutschen Lehrerinnenverein)」が設立された。1888 年にはランゲ、その他の女性教員は、「女子中等教育協会」が自分たちの関心を十分に表せないことを最終的に確認すると、ランゲは女性教員の別組織を設立することを決め、自らを会長とするこの新しい「ドイツ女性教員協会」を1890 年初めに設立した。そのメンバーは、1895 年に9,000 人を数え、1900 年には16,000 人にまで急速に拡大した。

4. 女性への諸資格開放運動との連携

1887年の諸願は、他の多くの人々から支持を得た。以前からの団体「ドイツ女性協会 (Allgemeinen Deutschen Frauenvereins)」では、女性の権利追求の活動が再び活発となった。さらに、より新しく急進的な主張を有する2つの新組織も現れてきた。ヴィクトリアは、そのような活動の噴出を刺激することにおいて不可欠な役割を演じていたが、同時に重要であったのは、「黄書」の直後に著されたパンフレットであった。このマチルデ・ウエーバー(Mathilde Weber, 1829–1901)よって書かれた『女性の病気のための女性医師;その道徳的・衛生的必要性』において、ランゲのようにあらゆる急進的な考えを取り上げることはなかった。

彼女による女性医師への要求は、開放への希望ではなく、女性感覚の繊細さに基づくものとして強調されていた。しかし、彼女のパンフレットは、医学的専門職の開放へのあらゆる要求以上に、「黄書」と同様の活発な論議に火をつけた。

(1) 権利追求のための2つの新組織

「ドイツ女性協会」においては、ランゲとウエーバーのパンフレット、そしてルイーゼ・レンツ・ヘイマン(Luise Lenz-Heymann, 1825-1899)による莫大な補助金によって、15歳から始まる女子のためのギムナジウムコースの設立や邦政府が進んで女子にアビトゥーアや大学入学資格取得を勧めるようにさせるよう、積極的に活動し始めた。

さらに、1889 年初め、大学の所在するすべての邦の政府・議会に送られた請願において、 上級の教職や医学への女性への承認及び必要な訓練機会を求めた。しかしながら、それらの 要求は何もオリジナルなものではなく、新しい2つの組織に先んじられていたものであった。

① 「女性改革協会」

新しい組織の一つは、1888年初期にヘドウィヒ・ケトラー(Hedwig Kettler, 1851-

1937)によって設立された「女性改革協会(Deutschen Frauenverein Reform)」である。その要求は、女性による教授や自分と同じ性のメンバーを扱う望ましさの強調ではなく、雇用に関する独身の中間層女性の権利と、ギムナジウム・実科学校・男性の大学に相当する女子教育のための学校の必要性を主張した。しかし一ヶ月後、その設立会議において、女性のための独立した高等教育の考えは、既存の大学への入学許可求める主張をすることを決めたために諦められた。1888年11月にはプロイセン・バイエルン・ヴュルッテンベルクの教育省に、1889年6月にはその他の邦にも請願書を送ったが、それらはあくまで女性へのアビトゥーアと大学全学部への入学許可を求めるものであって、女性が聖職に参入することや法的学位を求められる公的な仕事を得られるようにすることを意図してはいなかった。

また、1890年代には、多くの邦が医師資格証明は国家的問題であると指摘した後で、帝国議会に医学の開放を支持するよう請願。さらに、ランゲの実学コースでは大学での研究への適切な準備を与えられず、女性が学問的作業をすることに疑いを持つ反対者を有利にするとして、その穏健な態度を批判し続けた。

② 「女性福祉協会」

もう一つの新組織は、1888年に設立された「女性福祉協会(Verein Frauenwohl)」である。この組織もまた、全体的にはランゲや「ドイツ女性協会」より急進的な方向をとった。しかし、その指導者ミンナ・カウアー(Minna Cauer, 1841–1922)は、1887年に提出された請願に署名しており、また 1889年にはランゲの実科コースの設立を支持した。この組織は、1891年6月には、プロイセン下院に12,000人の署名をもって、哲学・医学部の開放を求めた訴えを提出した。その後、署名は55,000人にまで膨れあがり、最終的には「ドイツ女性協会」が1891年11月に帝国議会へ送った医師資格証明の開放への請願に付け加えられた。

(2) 政府・議会の対応

これら新旧組織からの請願への支持は、「黄書」とウエーバーの要求が出されてからの4年の間に、ドイツ女性のための教育・雇用機会改善のための運動の大きな広がりとして表れた。それら請願は、議会が初めて扱うより先に女性の高等教育の問題をもたらしたように、多くの政治家・役人にも急速な心情の変化をもたらした。

最初の請願への反応は、否定的なものであった。1890年プロイセン下院、1891年の帝国議会においては、請願に関連のある委員会委員の大多数が、それらの請願を議題として取り上げることに反対票を投じた。ザクセンでは、「ドイツ女性協会」による議会への最初の請願は、教育省の代表者による委員会にとどめられた。

一方、肯定的な反応は、まずバーデンからもたらされた。議会の委員会が「女性改革協会」からの請願に対し、女子のアビトゥーアと大学における研究の権利を支持することで応えた。しかし、女子ギムナジウムの設立と男子学校への女子の入学許可は拒絶された。下院全体がこの見方を支持すると、教育省は、私的に進学準備をした女子生徒がアビトゥーア試験を受けられるという声明を出してその場を切り抜けた。

続いて 1892 年 3 月 11 日には、プロイセン下院教育委員会が「女性教育協会」「女性福祉

協会」の最新の請願について、これまで以上に真剣な姿勢でもって話し合いを行った。新教育相ロベルト・フォン・ツェドリッツ・トゥリュッツシュラー(Robert von Zedlitz-Trützschler, 1837–1914)は、女子生徒に関する禁則を改正する必要性を感じているかどうかを、プロイセンの全大学の学部に尋ねた上で、以下のような考えを述べている。彼は、女性を扱う女性医師の希望とアビトゥーアや医学への女性参入の許可に対しては好意を示しながらも、男女別々の医学の講義費用の心配と、邦は女子のためのあらゆるギムナジウムを設立しないだろうという考えとともに、ヴィクトリアリツェーウムの女性教員のための新しい上級コースを指して、哲学部を開放する理由がないことを主張した。しかし、委員会・下院全体において、政府は女性へのアビトゥーアと医学の開放を考慮するよう勧めていた。

1893年2月になると、帝国議会の請願委員会では、「ドイツ女性協会」からの多くの請 願について考慮を加えていた。この女性医師の問題は帝国議会全体で話し合われたが、その 票決はすべての請願に関する報告がなされるまで延期された。結局、議会解散のため票決を 行うことはなかったが、議論のなかで内務相カール・ハインリヒ・フォン・ボエティッヒャー (Karl Heinrich von Boetticher, 1833-1907) は、医学の問題に関しては以後も運動に反対 しないだろう、と述べている。このように、女性団体からの請願は、比較的短期間で、公式 な団体に意味のある変動を明らかにもたらした。特に、シュナイダーの「黄書」に対する否 定的反応を除いて、ランゲがプロイセン教育省から敬意を集め、また影響を与えていたこと は、1894年の全プロイセン高等女学校に推奨されたカリキュラムに対する準備でも明らか である。教育相口ベルト・ボッセ (Robert Bosse, 1832-1901) は、ファルクのように新し いカリキュラムを話しあうための会議を考えていたが、最終的にはランゲを含む4人のみ が、1894年の新規則の公表前に意見を求められた。ランゲはその変動を、自身の究極の目 的に対する「分割払いの一部」¹⁴⁾ として受け入れた。その 1894 年 5 月 31 日の布告は、シュ ナイダーがベルリンにある、邦の支援を受けている2つの学校長と共に作った、プロイセ ン政府による高等女学校を規定するための、当時最も総括的な努力に等しいものであった。 しかしそれは、男子ギムナジウムよりも多くの領域を厳密に規定しないままにした。

一連の動きを通じて、新法という形ではすぐに結果は出なかったが、女性のための改善された教育という問題を、公衆の視点から消えない話題とすることには成功した。そして、議会と政府による最初の総括的対応として、1894年「プロイセン規定」が出された。

(3) 「高等女学校」規定の成立

成立した「プロイセン規定」内の「高等女学校」規定は、カリキュラム自体は推奨されただけで義務ではなく、多くの点で男女の教育は異なるという継続した考え方を明らかにしている。教員試験を受ける最低年令は19歳に引き上げられ、さらに、女性のより大きな役割は生徒の「真の女性らしさ」の発展のためになることとするランゲの論を受け入れ、女性は全女学校の最後の3年間のうち少なくとも1年は主要な教員となるべきとした。その上で、男性校長は女性を道徳的・規律的事項において援助を与えるアシスタントとして指名すべき、ということを勧めている。そして、数年の教職経験を持つ女性に開かれた、上級女性教員試験を新たに設置した。この試験は、同じような経験を持つ男性では得られない機会を、

ゼミナール出身の女性に与えたものの、プロイセン政府は女性が新試験のために準備できる あらゆるコースを直接的に設立することはなかった。

また、この規定は、以前にも増して私立の女学校への政府の干渉を意味し、さらに「女子中等教育協会」や、1887年に設立された別の公立校校長のグループのどちらにとっても、満足するには程遠いものであった。最も男性教員が不満であったことは、1886年のベルリンカリキュラムにもあった9年課程の勧めである。これに関して新規定は、既存の10年制学校はその機構を維持できると述べているものの、1872年以来求めてきた中間学校と高等女学校の区別に失敗したことや、ゼミナール出身の教員が女学校の校長になることを容認したことに関しても不満が集中した。

5. 高等教育開放に向けた機運の高まり

ランゲの「黄書」の出版に続く、新しいフェミニスト組織と請願運動、加えて最初となるプロイセン政府による女子教育改革との実質的な関与は、1890年代に入ると、より広範かつ経験したことがないほど女性問題に関する議論を刺激し、一層多くの人々の関心のなかに女子中等教育改革の必要性を持ちこんだ。特に、1984年までにプロイセン教育省によって導入された改革は、穏健な女性組織の要求を満たすことに対して、以前の明確なビジョンを持たない状態よりは少なくとも一歩前進をもたらした。

この議論の中心は、その広がりと共に、高等女学校の改革からアビトゥーア・大学・専門職の女性の開放へと拡大・移行した。それは、女性が高等教育を受けるべきか否かという観点から、何のために・いかにして受けたらよいのか、という観点へと推移していく。

(1) ギムナジウムコースの開放

アビトゥーア取得をめざす女性のためのギムナジウムコースは、90年代の請願に応える形で、1893年から94年の間の6ヶ月のうちにカールスルーエ・ライプツィヒ・ベルリンに開設された。そのうちの一つ、ベルリンコースは、1889年にランゲによって作られた実科コースをもとにして、1893年10月、アビトゥーアにつながる4年制ギムナジウムコースに発展解消した。ランゲは、その需要への疑問から、12・3歳という時期でギムナジウムコースを選んでほしくない、そしてこのコースのギリシャ・ラテン語、数学、科学などの厳しい勉強は「特別な配慮を必要とする年令」¹⁵⁾を過ぎた後がよい、と考えていた。これを理由に、4年に渡るギムナジウムコースへの入学を、高等女学校を終えた16才以上の女子に限ることを決定し、女子は最低で12年、男子よりも数年長く学校へ通うこととなった。

1895年になると、ボッセはランゲのコース出身の女性、そして十分な準備をした女性に対し、男子ギムナジウムにおけるアビトゥーア試験を受けることを許可した。ランゲのコースからの最初の受験者6人は、二人の女性が1895年8月、1896年3月にそれぞれ合格、1896年中には全員合格した。

(2) アビトゥーアが開く女子高等教育への道

都市における女子のための公立のアビトゥーア課程が設立されると、ランゲの手による私的なコースは、1906年に閉鎖された。しかし、その開設から10年の間で、受験者111人中不合格者は4人のみであり、アビトゥーアがしっかりと女性のものになっていた。

初期のアビトゥーア取得女性には、二つの特徴があった。一つは、111 人中 53 人が医学を勉強するなど、多くの者が医学の道を求めていたことである。人文科学より医学を含めた諸科学に対する強い傾向は、キムナジウムコースが、古典語であるギリシャ語を早期にやめる理由ともなった。

もう一つは、志願者の宗教的背景である。たとえば、1901 年 1 月にプロイセンにおいてアビトゥーア試験を受けた女性の宗派別統計によると、受験者 56 人中 35 人がプロテスタント、17 人がユダヤ、そして 4 人がカトリックであった。乏しい統計ながら、同時代の男子大学生と比べると、カトリックの相対的な不十分さと、ユダヤの過剰な代表が読み取れる。多数のユダヤ人を抱えるベルリン・フランクフルト・ブレスラウ 3 都市が、女子のためのギムナジウムコースを抱えていた場所であることは、ユダヤ人のアビトゥーア取得の高い割合を説明することを容易にする。さらに、一般的に自由主義的な政治的見解をもっていたこともまた、子女のためのより多くの教育機会の承認を促進していた。対照的に、カトリック地域では、女子のためのギムナジウムコースの開放は遅く、またカトリック系女学校は、ありうる職業・就職に対する意識を公立校や他の私立校以上に促進するということもなかった。

これまで求められてきた医師資格証明や大学入学資格の権利が、中・上層の女性たちの間ですらごくわずかの人々に影響したのみであったのに対し、この時期の高等女学校の改革とギムナジウムコースに与えられたより完全な認識は、より広範な層に衝撃を与えていた。そのため、以後の改革は急速にそのテンポを早めていった。

(3) 質的向上のためのカリキュラム改革

20世紀の最初の年までに、女子教育に関心を持つほぼすべての団体は、先に述べた2つの段階(高等女学校の改革とアビトゥーアに対する完全な認識)の必要性に関しては同意していた。しかし、16歳までには学校を去ってしまう多数の者をも考慮しなければならない学校において、アビトゥーアを取得する見込みのある少数の女子の関心がどれほど満たされるのか。その質的程度と教育制度のあり方に関しては意見が分かれたままであった。

① バーデン及びバイエルン

多くの小邦は、プロイセンが指揮をとるのを待っていたが、南部の邦では、改革の方向を 決定づける 1908 年のプロイセンの布告以前より、女子校の改革を始めていた。バーデンで は、1905 年に高等女学校のための最初の義務的なカリキュラムを導入した。このカリキュ ラムは以前のものと比べ厳しく、数学と言語の教育をともなう 10 年課程であった。

バイエルンでは協議が長く続き、1899 年 11 月に始まった改革のための教育省の調査は、1905 年と 1908 年の 2 回の報告を経て、1910 年には二種類の女学校、つまり比較的伝統的な中等学校と実科学校を求める計画が成立するという結果になった。しかし、1911 年 4 月

に最終的に問題となったカリキュラムは、数学と科学においては実科校より時間数が不足し、また第2外国語の教授を求めないという、先の2つの折衷案を提供していた。

② プロイセン

プロイセンにおいでは、協議はバイエルンと同じくらい長く続いた。コンラッド・フォン・スツート(Konrad von Studt, 1838–1921)がボッセに変わって教育相となり、シュテファン・ヴァエツォルト(Stephan Waetzold)がシュナイダーに代わって女子校の監督責任者となった 1899 年まで、女子校改革への真剣な考慮は始まらなかった。

スツートとヴァエツォルトは、改革政策が練りあげられるまでボッセの政策、特にギムナジウムコースに関して継続した。1899 年 11 月、そして再び 1901 年には、スツートがコローニュの女子ギムナジウム協会から寄せられた 6 年課程への請願を「それは既存の学校を混乱させ、そしてごくわずかの生徒に利益を与えるのみで、『彼女等への真の要求』から彼女等を遠ざける間違いである」と論じて拒絶し、ランゲによる高等女学校卒業生のための4 年課程を参考にすることを勧めた 160。

しかしながら、ヴァエツォルト自身の中にはさらなる改革への姿勢が強く見られ、そのような彼の考えにおいて欠くことのできない重要性を持っていたものは、1900 年 11 月のブレスラウの新しい 4 年制ギムナジウムコースの視察であった。そこでは、緩やかな女子校ベースから、アビトゥーアのための厳しい推進への移行に際して、教師・生徒双方が大きな困難を抱えていたことを目の当たりにした。1901 年、多くの教育者に女子校の改革やギムナジウムコースに関する彼らの見方をたずねたときに、ヴァエツォルトはその二つの問題の間の「有機的なつながり」 17 の必要性を強調し、スツートに対してさらなる改革に対する姿勢を示した。その 1901 年 9 月に示した提案は、10 年制女学校の最後の $2\cdot 3$ 年に選択的にラテン語を導入することで、男性教員とフェミニストの見方を折衷することを試みるものであった。これは、将来のアビトゥーア取得者を正規の学校にとどめておくことに役立つ方法であり、彼女等に後の仕事のためのよりよい準備を与え得ると考えられていた。

さらに、ヴァエツォルトは、将来の中等教員が単にゼミナールにおいて 4 年目を送ること提案し、そのような課程が女性教員に大学への入学資格を与えるという私案を持っていた。しかし、彼はこのような考えを教育省に持ち込むことはしなかった。さらに、1902 年には、スツートが下院において「私は、私とボッセが以前に拒絶したタイプである 6 年制のギムナジウムコース設立への支持を考えている」¹⁸⁾と述べたため、数ヶ月以内にブレスラウ・ハノーファー・ケーニヒスベルク・フランクフルトの既存のアビトゥーア準備コースは6 年制という選択肢を選び、さらにそれにならった新しいコースがコローニュ・シューネベルク・シャルロッテンブルクに開設された。

この時点での教育省の意図は、少なくとも最初のクラスが、それらの新しい課程から卒業するまで、女子教育に関する最終的再構築案を遅らせることにあった。しかし、バイエルンとヴュルッテンベルクにおける大学入学許可の出現と同様、さまざまな関係団体による継続した論議は、1904年に指名されたヴァエツォルトの後継者ポール・メイヤー(Paul Meyer)のもとで女子教育改革議論の再開を早期に引き起こした。新責任者メイヤーは、「女子中等教育協会」を運営する男性教員の態度を共有し、1904年12月9日の会合では、メイヤー

と教育省の役人はその組織が賛成する、3年制の準備コースにおいてのみラテン語を教える「10+3年制」の構造を議論した。これは、ヴァエツォルトの元来の立場とその試みの両方からの後退を意味し、女子教育に関して物議をかもしたマリー・マーティン(Marie Martin)の忠告によって動かされたヴィクトリアの干渉を引き起こした。マーティンは、教養ある若い女性が近代社会の文化的生活と社会的問題に対し、より積極的に参加することを望んだヴァエツォルトの見方の多くを共有していた。

この後、1905年にスツートは、女子校改革に関する協議のための最終的課題を設定する前に、予備的な問題を起草する小委員会を持とうとした。この時は、女子に大学入学資格を開放しようという彼の努力は失敗に終わったが、会議開催のための準備はその年を通じて続けられた。この時点では、ギムナジウムコースの適切な構造は最も議論の余地があるままであった。メイヤーが「10+3年制」を主張したのに対し、ランゲや多くの女性組織は「そのようなコースは適切な準備を提供できない」19とし、教育史学者パウゼン(Friedrich Paulsen, 1846-1908)は、正規の学校の最後の学年にラテン語を選択できる「10+4年制」の構造というヴァエツォルトの主張に賛成していた。

6. 新しい「プロイセン女子中等教育」規定制定へ

(1) 方針統一への試みと失敗

1906年1月23日、女子教育改革に関する会議が開かれ、男性23人、女性22人の代表者の間の多様な相違点の中にも、幅広い同意が多くの点にあらわれた。

まず、より多くの大学教育を受けた教員雇用による女学校の学問的水準の引き上げ、そして最終的にはそれらを中等学校として認めることが同意された。この他、アビトゥーア取得のための規定設定、大学入学資格の開放、そして女性校長を女子校の基準とすることに対する支持が表明され、「10 + 4 年制の構造は経済的・教育学的に受け入れがたい」²⁰⁾ というランゲの主張を除いて、教育省の提案ははっきりとした多数の人々の支持を勝ち取った。

さらに、試験的に「リツェーウム」と改名した 10 年制学校における改良は、大学・男子中等教育課長であったフリードリヒ・アルトフ(Friedrich Althoff)が、その卒業生に対し男子実科学校に保障されている特権を約束することを可能にした。そして、アビトゥーアに関心のない 16 才以上の女子のために、ヴァエツォルトと「女子中等教育協会」が提案した初等教員のための継続的なコース、いわゆるフラウエンシューレ(Frauenschule)の創設を支持した。

以上のような 1906 年の「折衷案」は、議論に関係したどのグループも満足させなかった。「女性教育協会」「女性教育・大学研究協会」は、会議が奨励した 14 年にもわたるアビトゥーア課程に対し激しく抵抗した。一方、男性教員の一般的反応は、より多くの女性校長登用に象徴される、女性の支配的立場に対し警戒感を示すものであった。たとえば、プロイセンの公立女学校の校長による特別会合では、「原則的に、女性の女子校における教員や指導者としての好ましさは問題外である」²¹⁾ と決議している。学問的訓練を受けた男性は、女性の監督下に置かれることに同意したものの、それは全公務職が女性に開放されたときのみとして、

最も起こりそうもないことを引き合いに出しつつ、やんわりとした拒否の姿勢を見せた。

(2) 1908年「プロイセン女子中等教育」規程

このような様々な批判に直面して、この時期になされた統一的見解は崩壊した。11ヶ月後の 1906 年 12 月 29 日にはスツートが、高等実科学校のアビトゥーアを求める女子のための「9+4 年制」のコースを伴う、9 年制女学校の復活という新提案を邦務省に提出した。9 年目のラテン語の選択は、ギムナジウムまたは実科ギムナジウムの修了をめざす女性等に、実質的には「8+5 年制」を与えるものであった。しかし、邦務省は全体として、1907 年 6 月のスツートの辞職の前に、提案されていた改革を議論することはなかつた。そのスツートの後継者はルートヴィヒ・ホッレ(Ludwig Holle, 1855-1909)であった。彼は公務員出身で、女子教育の分野では完全な初心者であったため、その後のアルトフの辞職を受け入れた時点で改革に心砕いていた役人がいなくなり、重大な変化への機会は失われたかのようであった。

女子中等教育改革に関心のあるすべてのグループは、1907年秋までに、自身の見解をホッレに示す機会を得た。女性組織は統一した方向を示すために、10月カッセルにて合同会議を召集し、そこではいくつかの不一致がフラウエンシューレ、ギムナジウムの適切な形態、そして共学の望ましさの3点に関して起こったが、出席した女性の大多数はランゲの指導の下に集結した。1908年1月になるとホッレは、皇帝の改革遂行への強い命令もあって、邦務省に対するスツートの最終的な提案に再び従うことを決めた。他の大臣は、最終的には女子のアビトゥーア取得者の大学入学資格に同意したが、教育省の役員の中にはまだ、女子校のために計画したカリキュラムがあまりにも男子実科学校を模倣していると考えていた者もいた。そのためホッレが改革案の改訂に同意すると、省の役員たちは1902年の段階まで後退することに素早く同意し、ホッレがすべての計画された変化に対する承諾を皇帝より得た後に、完全な一括法案として公布した。

この1908年8月18日のプロイセン女子中等教育制度の新規定は、以下のような内容であった。まず、邦は女子ギムナジウムを公式に認め、ギムナジウム、または実科ギムナジウムを「7+6年制」に、高等実科学校を「8+5年制」に定めた。また、新しいフラウエンシューレは、オーベルリツェーウム(Ober Lyceum、上級女学校)として知られる学校のなかに女性中等教員のための改正された4年制のゼミナールを兼ね備え、一般に、フラウエンシューレを持たない地域には女子ギムナジウムが禁止された。そして、公・私立問わず女学校は、3分の2以上の教員が一つの性で占めることを禁止し、正式には数ヶ月後の公布によるが、大学入学資格を公式に開放した。

この規定に対しても、いくつかの抵抗があった。1906年会議での約束が守られず、リツェーウム卒業生のための職業的特権を得ることの失敗に対して失望が表明された。また、男性が男子校で独占を行っているかぎり、女子校での女性の似たような独占を禁止するべきではないと論じ、職員の構成に関する規定に対し抵抗もあった。しかしこのプロイセン規定は、すばやく他の多くの邦の模範となった。

この新規定の成立前後となる 1899 年から 1914 年の時期は、1860 年代以来続いていた議

論の絶頂を迎え、女子教育における様々な改革を目撃している。この後の第一次世界大戦は、いくつかの短期的混乱を生み出したが、1914年以前に行なわれた女子教育に関する基本的な決定と設立された様式は、その影響を受けることはなかった。

7. おわりに

19世紀から20世紀初頭にかけての女子中等教育に関する思想と改革の流れを以上のように見てきたが、最後に、誰が制度改革の担い手となって改革を現実化してきたのか、そして結果として成立した1908年の制度が、目指していたものとどのように違っていたのか、という点を考察する。

まず、広く女子教育の担い手はどのように移り変わってきたのか。18世紀から19世紀初頭にかけては明らかに家、そして母がその担い手であった。そしてこの時期から、主に上層階級の子女のための教養を教える学校が増え始めた。19世紀半ばまでは主に宗教に基づく教育が展開され、これらの学校は主に私立校として姿を変え、世紀半ば以降は急速に公立校へと転化する。女子教育が公立校で行なわれるようになったことは、女性には公務が開放されていないことを理由に、公務員を生み出さない女子教育には介入する必要性はないとしていたそれまでの判断を覆し、男社会とも言える行政側が女子教育に介入したことを示す。この時点から、女子教育に関する思想と、その管理権を争う男女間の対立を引き起こしつつ、制度改革は女性団体・男性教員・教育行政の3者の立場が絡み合い進められていく。

1860年代、「ドイツ女性協会」をはじめとする女性団体が、女性の制限除去の一つとして職業の自由の達成を望み、その手段としての女子中等教育の向上・改善をめざした。彼女等が支援したのは、公立校の校長を中心とする、地位向上への望みを抱く男性教員であった。彼らは、女子校が男子校と対等なレベルまで改善されないことには、男子校の同僚が受けていたような特権が得られず、女子校も男子校のより厳しい規定、さらに男子校の男性教員が受けている特権を女子校に身を置く自らも受けることができる、と考え、変化を望んでいた。これら二つの集団による改革への請願に対し、1870年代に入ると、女子中等教育の必要性の広範な認知による公立校および女子生徒の拡大を背景に、このような働きかけに対し行政側も対応するようになった。

そして 1908 年には決定的な改革が行なわれた。結果として成立した制度は、まずアビトゥーアをめざす者も、進学をめさない者もいったん同じ学校に通うことになった。この、中等教育機関としての高等女学校には、女性の性別役割分担を堅持した女性特有の教育をめざすという、女性運動の中心人物であったランゲが固執した性格付けがなされていた。その一方で、高等女学校に接合・上構されたアビトゥーア獲得のためのギムナジウムコースをはじめとする 3 つのコースは、3 系列の中等教育という同時代の男子教育制度の模倣という結果になった。

こうして整理すると、成立した一連の女子中等教育制度は、女子特有の教育をめざしなが ら高等教育への道程は男子にならうという、背反したものを合わせ持つ妥協の産物であっ た。教育内容を伝統的な女性イデオロギーに基づく内容にとどめたまま、形式のみ男子に順 応させた制度が結果的に成立したのである。このように改革、そして女性の開放が不完全に終わったのは、中等・高等女子教育は男子教育と同等であるが同一ではない、と主張しつづけた女性運動内部にこそ原因があったともいえよう。

一般に女性運動は、男女間の完全に分離された分担領域・性格・行動欲求という同時代の 観念を共有する一方で、妻や母にならない女性のためにも、本質的な意味での女性的成功を 男性の労働世界にて実現するための道筋を作ることを要求した。現在の価値観からすれば消極的とすら思われる要求が、当時扇動的に響いたのは、男女関係の一般的な改革、つまり女 性の制限除去と男女の対等化という「女性問題」一般の解決の端緒となるように思われてい たためであった。

しかし、女性運動自体、一般的解決を求めることはほとんどなかった。そのような、男女の性格の両極的なモデルが依拠していたのは、男女を束縛する特性や天職領域の割り振りであり、これは個人や集団、階層から切り離された抽象的かつ普遍的なものであるはずにもかかわらず、言うなればその例外を認めるよう迫ったことは、長期的システム全体を無効にするものとならざるをえなかった。

さらに、そのような女性運動は、教育・職業のチャンスの改善を下層女性のための慈善的・社会福祉的活動と結びつけ、場合によっては一方を他方によって正当化する傾向があった。つまり、彼女たちは市民的・道徳的行動形態の普及に貢献する代わりに、高等教育機関、専門職、国家や自治体の職といった、男性との同権化をはかることで同等の報酬を得ようとする側面もあった。主体となる女性運動が、決して女性は男性と完全に対等で平等な権利・機会を求めていたのではなく、女性の特有さに基づく教育内容・機会を求めていったところに、そして教育の機会の拡大が、平等という権利をもたらすというよりも、雇用機会の増大という利益に結び付けられて考えられていたところに、この運動の限界があった。つまり、教育の分野以外に、また新たな次元での男女の格差・差別に関する問題を生み出す原因となる可能性を、運動内部に内包していたとも言えるのである。

最後に、この改革が男女問わず、どのくらいの人々に役立つものであったのか、ということを考えてみる。男子の場合、当時ギムナジウムコースへ進学する人数は同年代の男子のわずか 2% にすぎず、さらに最終学年にまで達するのはその 3 分の 1 であったという結果もある。高等女学校が、20 世紀に入ってようやく全人口の約半分を占めるまでに至った都市住民、その拡大にささえられて拡大してきたこと、そして男子は女子よりも教育の機会が広く開放されていたことを考えると、決してこの改革とその成果は、広範な人々に利益をもたらしたものではないと考えてもおかしくはない。この女子中等教育制度改革の成果が広く人々のものに、本当に女性のものになるには、まだまだ時間がかかることであった。そして、その認識、拡大がなされたとしても、時代的な制約や社会的な習慣によるあいまいな性格を、男女同権や機会平等といった普遍的価値の実現に向け明確に方向付けるためには、更なる時間を必要としたことは明らかである。

註

- 1) 拙稿「19世紀ドイツ第二帝政期における女子中等教育制度改革(1) ―改革運動前期(1865~79年)―」武蔵野大学教職課程『武蔵野大学教職課程年報』第18号、2011年5月、pp.21-31. なお、19世紀ドイツ連邦期における中等教育機会の拡大の諸相を、女子教育の理念とその変化から考察した拙稿「19世紀ドイツ連邦期における中等教育機会の拡大と女子教育の理念」、武蔵野大学教職課程『武蔵野大学教職課程年報』第17号、2010年5月、pp.2-40.も参照のこと。
- 2) James C. Albisetti, Schooling German Girls and Women: Secondary and Higher Education in the Nineteenth Century, Princeton UP, 1988, p.136
- 3) 本論では、以下の文献を参照した。
 - · James C. Albisetti, Secondary School Reform in Imperial Germany, Princeton UP, 1983.
 - · James C. Albisetti, Schooling German Girls and Women: Secondary and Higher Education in the Nineteenth Century, Princeton UP, 1988.
- 4) 本論では、以下の文献を参照した。
 - ・M. クラウル著、望田幸男他訳『ドイツ・ギムナジウム 200 年史―エリート養成の社会史』ミネルヴァ書房、1986 年。
 - ・望田幸男、田村栄子著『ハーケンクロイツに生きる若きエリートたち―青年・学校・ナチズム』 有斐閣選書、1990年。
 - ・望田幸男(編)『近代ドイツ「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会、1995年。
 - ・望田幸男著『ドイツ・エリート養成の社会史―ギムナジウムとアビトゥーアの世界 (MINERVA 西洋史ライブラリー)』 1998 年。
 - ・望田幸男 (編)『近代ドイツ = 資格社会の展開』名古屋大学出版会、2003年。
- 5) 本論では、以下の文献を参照した。
 - ・田村雲供「ドイツ女子中等教育の展開過程と女子教育の位相―19世紀初頭より1908年まで ―」(史学雑誌98-7、1989年)。
- 6) アビトゥーア (Abitur) とは「大学入学資格」を指す。最初は、1787年に当時の中等学校に当たるラテン語学校等の男子校に与えられ、このアビトゥーアを与える特権を持ったそれら学校が「ギムナジウム」の名称を得た。19世紀初めまでは、大学側も入学試験を行う権利を保有していたが、1812年にアビトゥーアを与える権限が男子のギムナジウムのみに許され、以後長きに渡り「実科ギムナジウム」「高等実科学校」も含む男子中等教育学校の三系統にアビトゥーアが独占されていた。
- 7) Ibid., p.152
- 8) Ibid., p.152
- 9) Ibid., p.152
- 10) Ibid., p.152
- 11) Ibid., p.154
- 12) Ibid., p.154
- 13) Ibid., p.155
- 14) Ibid., p.165
- 15) Ibid., p.208
- 16) Ibid., p.258
- 17) Ibid., p.259

- 18) Ibid., p.259
- 19) Ibid., p.264
- 20) Ibid., p.264
- 21) Ibid., p.268

【付記】本研究は JSPS 科研費 23531216 の助成を受けたものです。